

名古屋都市計画地区計画の決定（名古屋市決定）

都市計画笠寺駅西地区計画を次のように決定する。

名 称		笠寺駅西地区計画
位 置		名古屋市南区浜中町2丁目、東又兵ヱ町5丁目、前浜通1丁目及び弥次ヱ町2丁目から4丁目までの各一部
面 積		約 14.9ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本区域は、東海旅客鉄道東海道本線笠寺駅の西側に位置し、名古屋市総合体育館及び屋内競泳プールが立地している地区である。 本格的スポーツ施設を核として、全国的・国際的競技大会の開催及び各種のイベントを開催するにふさわしい市街地の形成をめざす。
	土地利用の方針	本区域は、大規模工場跡地に名古屋市総合体育館、屋内競泳プールが建設されるなど土地利用転換が著しい地区であり、スポーツ振興と文化活動の促進拠点にふさわしい土地利用を図る。
	建築物等の整備の方針	スポーツ、イベント施設を中心とした市街地へと誘導するため、建築物の用途の制限及び壁面の位置の制限を行う。

地区整備計画	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 2 カラオケボックスその他これらに類するもの 3 バー、キャバレー、ダンスホール、個室付特殊浴場業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律〔昭和23年法律第122号〕第2条第4項第1号に該当する営業）に係る公衆浴場その他これらに類するもの 4 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が150平方メートルを超えるもの
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、計画図に示す数値以上とする。 ただし、公共の用に供する歩行者デッキ、階段及び歩行に支障のない庇、歩廊の柱その他これらに類するもの及び外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合についてはこの限りではない。 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。 2 物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であること。

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

地区計画を定めることにより、建築物の秩序化を通してスポーツ施設を中心とした快適な市街地の形成を図る